

米国労働組合等の通商政策批判と影響

佐々木 高成 *Takanari Sasaki*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

2006年民主党が議会で多数党となって以来、ブッシュ政権の通商政策に対する議会の不満や批判が強くなることは予想されていたと同時に、民主党が主導する議会では通商政策が保護主義的に傾斜するのではないかと懸念もある。それは過去クリントン政権時代、とりわけ政権前期には日本に対して保護主義的通商政策と日本異質論を前提とした結果主義の強硬な通商政策を展開した経緯があるためでもあるし、途上国にとっては労働・環境保護を通商協定を通じて途上国に強制するのが民主党の政策であるという認識が一般化しているせいでもある。1980年代に保護主義に傾斜した米国議会は民主党の支持基盤である労働組合や反グローバルイゼーション団体等の影響力によって保護主義化するのか、保護主義化はどのような側面で生じる可能性があるのか、について米国の状況や背景を概観する。

1. 民主党と労働組合の通商政策は保護主義化しているのか

民主党の支持基盤の一つである労働組合は米国の通商政策についてど

のような考えなのか。かつて1980年代から90年代にかけて保護主義的通商政策を推進し、民主党の通商政策に大きな影響を与えてきた労働組合は順調な米国経済、比較的低い失業率というかつてとは異なる経済

状況の中で、現在の通商政策についての考えは変わってきているのか。まず労働団体の今の通商政策についての基本認識を AFL-CIO の議会証言からみてみよう。

AFL-CIO の現政権の通商政策に対する主たる批判は次の諸点に要約される。

- ・国内で職を確保し健全なコミュニティを作ることに失敗している。
- ・海外においては民主的で維持可能な経済開発を支援していない。
- ・米国の生産者や労働者がグローバル経済の中で競争していけるような政策を行っていない。

具体的な例として、「米国国務省が外国テロリスト組織として認定しているコロンビアの武装集団が 2000 名もの労働組合メンバー殺害をしているにも係わらず、(同国と自由貿易協定 (FTA) を結ぶという) 米国の通商政策は (人権保護を推進する) 外交政策と矛盾している」、と批判。労働組合は民主政治の欠かさざる要素であり、労働者の権利保護は米国の通商政策の柱の一つとして位置づけられねばならないと主張している。

労組が特に問題にしているのはオ

フショアリングである。製造業部門の雇用縮小は熟練労働と米国内生産拠点の喪失という点で問題だが、加えて研究開発拠点やサービスのオフショアリングは将来のイノベーションという点でも問題と捉えている。

労働組合から見た現行通商協定の 問題点と変更要求

労働組合は上記に加えて、通商協定が起業や投資家の利益のみ優先しており、労働者や貧困層、政府の社会規制等の利益については放置していると見ている。例えば、政府の環境保護規制に対して訴訟を起こせるような投資家保護規定 (注 1) は間違っていること、また、政府調達協定によって連邦政府や州政府が自国 (自州) の雇用維持に税金を使うことを妨げないようにすべきという主張を持っている (注 2)。これらの問題はいずれも国際協定が自国の規制との間で齟齬をきたさないよう、あるいは別の言葉で言えば自国の社会規制・政策を行う権限が通商協定などによって制限されることがないようにすべきだという考えにもとづくものである。

労働組合は上記のような基本的な考えに基づき、通商政策や協定をどのように変えるべきだといっているのだろうか。

第1は、新たな通商交渉を開始する前に、現在すでに発効している通商協定をそのメリット・デメリット、社会制度やコミュニティーへの影響等を含めて徹底的に再審査し、見直すべきという主張である。

第2は通商交渉の候補国選定に当たって経済的メリットの他、法制度の執行状況、労働基準の遵守状況や環境や人権保護状況、民主的政治制度などその国が通商協定の相手として相応しいかどうかのレディネス基準を議会が定めるようにする。

第3は通商交渉の目標を現在のよう単なるリストではなく義務化し、通商協定が締結される前に議会が確かに目標が達成されたかどうか認定する手続きを導入すべきというものである。

これらから見られることは、これまでの行政府が結んだ通商協定に対して議会の意図が反映されていない、勝手に行政府が多国籍企業や投資化の一方的な利益にのみ考慮した内容

の交渉を行い、通商協定を結んできたという根深い不満と批判である。そのために今後は徹底的な議会の監視と指導のもとに通商協定を行うメカニズムを導入するという考えである。この立場からすれば大統領貿易促進権限（TPA）はそもそも不要ということになるであろう。事実、AFL-CIOは「現在の欠陥だらけのTPAを延長しようといういかなる試みにも強く反対」（We will vigorously oppose any attempt to extend the current flawed Fast Track authority）という立場を3月の時点では表明していた。（注3）

労働者の権利保護をグローバルに推進すべきという労働組合の主張は、「経済的には外国の企業や国が労働コストを削減するために労働者の権利を抑制するというような『底辺への競争』によって人為的な競争優位を求めるのは間違っている」、という基本的な考えに基づく。そのために具体的には通商協定の中でILOの中核的労働基準遵守義務を他の通商条項と同じ紛争処理手続きに従わせるべきだと主張している。

AFL-CIO の対中政策

具体的なケースとしての対中通商政策について AFL-CIO はどのような論理を展開しているのであろうか。労働組合は対中通商政策では中国元の過小評価問題に焦点を当てており、中国に対して通貨制度の改善を求める圧力団体 China Currency Coalition (CCC) の有力メンバーである。下院に提出されている Fair Currency Act (HR 782) およびレビン上院議員らが提出したその上院版の議会通過を目指している。

AFL-CIO によれば、米国の対中貿易が大幅な不均衡となっているのは中国が通貨市場に対する介入や産業政策、様々な方法による国内市場保護等によって不公正な競走上の優位を得ているためであり、この「中国の脅威」は単に米国に失業を増加させるだけでなく、労働者の賃金抑制やさらには労働組織化運動にも悪影響を与えている。このため、AFL-CIO はこれまで CCC を通じて 2004 年に中国の為替市場操作が WTO 違反だとして 301 条提訴を行ったが行政府は直ちに提訴を却下している（議会の一部議員が 2004 年および 2005 年

に再提訴している）

さらに、AFL-CIO は通商法 301 条が 1988 年改正により労働者権利違反を不正貿易慣行として明確に認めていることを法的根拠として、中国政府が自国の労働者の基本的人権を抑圧しているとの理由で 2004 年と 2006 年の二度にわたり 301 条提訴を行っている。

行政府と議会民主党との通商合意 に対する労働組合の影響

議会民主党と行政府は 2007 年 5 月 10 日通商政策について合意を発表した。その内容は①ILO の労働基準を遵守することを通商協定で義務付け、違反の場合は知的財産権保護規定に違反した場合と同様の紛争処理機規定に従う、即ち制裁を含む対抗措置を可能とする、②政府調達の契約において製品やサービスの生産国において国際労働基準が守られていることを条件とする、③投資家保護規定においては外国投資家に米国投資家が受ける保護以上のものを与えないものとする等、対中政策を除いてほぼ労働組合が主張していた要求や主張に沿うものとなっていると

言える。言い換えれば、5月合意は労働組合の主張を取り入れられた内容となっている。

実は5月の合意に先立つ3月27日ランゲル下院歳入委員長ら民主党の主導部は「米国の新しい通商政策」と題する政策を発表している。(注4) その詳細な内容は割愛するが、ほぼAFL-CIOの議会証言における通商政策提案の内容と同じであり、AFL-CIOが民主党主導部の考えを受け入れたというよりもその逆だと見るのが自然である。ただし、ここでもAFL-CIOが提唱している政府の交渉プロセスに対する議会の徹底的なチェック、介入は採用されていない。また、AFL-CIOの提案には無いが独自に盛り込まれたものとして、WTO紛争処理案件を準備する「米国通商執行官(US Trade Enforcer)」とそれらの提訴を担当する「米国通商訴追官(US Trade Prosecutor)」を設置することが含まれている。

しかし、5月合意後の報道によればAFL-CIOの委員長やチームスター労組、Change to Win、鉄鋼労組等は今回の合意が労働組合の要求を満た

していないとして合意に反対する旨コメントしている。(注5) 報道からは反対の詳細な理由は明らかではないが、上記にあるような労働組合の要求が労働規定等、一部採用されているとしても全てが合意内容に採用されていないことは確かである(注6)。

AFL-CIOのスウィーニー委員長は上記合意について、「ブッシュ政権が中国やヨルダンのような協定違反国に何の行動も起こさないことを考えれば将来の通商交渉で労働者が得る権利保護を執行するという保証は全くない」と現在の通商政策を批判し、コロンビアと韓国とのFTAおよびTPAの延長には強く反対すると述べている。(注7)

行政府と民主党との通商合意が発表されて1ヶ月半ほど後、TPAが失効する直前の2007年6月29日、ペローシ下院議長やランゲル歳入委員長ら民主党指導部は通商政策に関する新たな声明文を発表した。その内容は以下のとおりである(注8)。

①ペルーとパナマについては各国における必要な国内法が迅速に改正される見通しであり、各FTAはこ

れにより発効する予定。

- ②韓国との FTA は韓国自動車市場の開放が不十分等の理由により支持しない。
- ③コロンビアに対する対外援助などにより同国の暴力状況等が改善することが前提であり、それが確認されるまで FTA は支持しない。
- ④中国との拡大する貿易不均衡是正、米国通商協定の執行および通商法の強化、米国労働者に対する支援、などに取り組む予定であるが、TPA 延長は議会の優先事項ではない。

この声明文の内容が労働組合の主張に沿うものであることは、同日 AFL-CIO のスウィーニー委員長がこの声明内容を繰り返しながら直ちに支持したことからも明白であり（注9）、さらには民主党指導部の通商政策に対する労働組合の影響力の強さを窺わせるものである。

大きく捉えれば、労働組合の通商政策に対するスタンスはグローバリゼーションは必ずしも悪い影響ばかりではなく、「財、サービス、資本の国境を超える移動は経済成長や技術の拡散等多くの恩恵ももたらす」と

言いつつも、「現行の通商協定は欠陥だらけであり、その欠陥を是正することがまず必要」、（2007年3月28日下院貿易小委員会での AFL-CIO 証言）というものである。

1980年代、90年代の労働団体の保護主義とはどう違うのか。

かつては労働組合の通商問題に対する考え方が輸入急増によってひきおこされる失業や産業への打撃をいかに軽減するかというところに運動の主眼があり、そのために通商法、とりわけ反ダンピング法やエスケープクローズ等輸入救済関連の法律を強化することに力点が置かれていた。また、その後は米国の輸出が阻害されている場合、制裁を含めた対抗手段を強化することによって外国の市場開放を強制的に促進させる方向に力点が置かれるようになった。

これに対して現在の労働組合のスタンスは輸入を制限しようという点よりも米国内の雇用や生産拠点の海外流出をいかに防止するか、食い止めるか、というところに力点があるといっている。もちろん過去にもこうした考えに基づく政策も存在した

のは事実である。例えば、一定の現地調達比率を義務付ける法案（ローカルコンテンツ法案）やバイ・アメリカン法等はできるだけ米国内で雇用を維持しようという狙いに基づいている。しかし、これらは現在ではWTOによってTRIM協定違反あるいは政府調達協定違反とされるため、労働組合としてもこのような形の主張は展開できないという事実が現在の通商問題に対するスタンスの背景となっている。

2. 2006年選挙で登場した「フェアトレード」民主党議員は議会を保護主義化するか

民主党系の情報サイト The Democratic Strategistによれば、2006年選挙で上院では7名、下院では30名のフェアトレード民主党員が誕生した（注10）とされている。これら新たに選出された、いわゆるフェアトレーダー（注11）は通商政策で何を主張して、従来の労働組合の主張とは違う点があるのか、フェアトレーダーの代表的存在と言われるシャーロッド・ブラウン上院議員の主張

を見てみよう。

「企業が生産拠点を世界に設置することは最低レベルの労働賃金や労働環境という底辺へ向けての競争に他ならない。米国の通商協定（自由貿易協定のこと）はこれに加担している。労働者や環境を保護する代わりに投資家や企業利益を保護している」

「自由貿易協定の結果何が生じたかという点と貿易赤字の急増と米国労働者の所得に対する低下圧力である」（注12）

「米国の通商政策は企業が海外に移転することやアウトソーシングを促進している、と有権者はみている」

「環境・労働規定がきちっと含まれていない限り通商協定が議会を通過することはない」（注13）

クリントン時代とは国際経済の状況が異なっているので通商政策も再構築すべきという考え（クリントン派は今や民主党主流となっている）である。同議員もfair tradeという言葉インタビューの中で使っている。特に定義されていないが、諸外国が不公正であり、それを是正することは保護主義ではないという意

味が込められているようである。つまり 80 年代に盛んに使われたフェアトレード（公正貿易）という用語の背景にある考え方と発想はあまり変わらないように思える。

フェアトレーダーの支持母体の主張はどうか。Citizen's Trade Campaign、CTC とはもともと 1992 年に NAFTA 成立阻止のために消費者、環境、労働関係の団体等から成るコーリションでこれがフェアトレード（ここでは公正貿易の意味）を推進しているグラスルーツの組織である。言うまでも無く 2006 年選挙では公正貿易支持の候補者を応援する運動を展開した。

運動を展開している市民グループから見ると民主党幹部や議会委員会の新委員長の通商政策は旧来の通商政策だとみなされている。また、あるいは「クリントン・ブッシュ時代の通商政策」（と一括りにされているのが特徴的であり、この認識はクリントン政権の特徴をある意味でよく表している）の代わりに政策が必要という認識が広まっている。

こうしたグラスルーツ団体が提唱するフェアトレードとはどのような

内容なのか。CTC 自身が連邦議会で推進しているフェアトレード決議（Fair Trade for Our Future Resolution）の中身は以下のようのものである。

- ①外国投資家に対して自国企業以上の保護を与えない。
 - ②政府調達に際して労働基準などの遵守を求める。
 - ③ILO のコア労働基準の遵守を通商協定法により義務付ける。
- 等、労働組合が主張している内容とかなり類似した規定を将来の通商協定では求めていくことを提唱している。その内容を簡略に言えば NAFTA モデルからの脱却、世界の大多数の人々の利益に反して企業のみが利する通商政策と戦っていくことであり（注 14）、これがいわばフェアトレーダー、フェアトレードの共通項といえるのではないだろうか。

また、労働組合や市民グループの 713 団体（地方労組等を含む）が上下両院の民主党指導部に対して 3 月 29 日に出した書簡では、これらの団体が TPA の延長に反対であることおよびコロンビア、ペルー、パナマ、韓国等との FTA のような NAFTA タ

イブの FTA を将来交渉することにも反対することを主張している。これらの団体は TPA（ファーストトラック権限とも言う）は修正不可能なほど欠陥に満ちており、根本的に見直しと通商権限授権のための新しいメカニズムを必要としているという立場である。つまり批判は通商協定の規定内容そのものと行政府に通商交渉権限を与えるメカニズムの両方に対して向けられている。

民主党の歳入委員会議員は必ずしも反自由貿易ではない

一方、議員の姿勢や意見に目を向けると、必ずしも「フェアトレーダー」に限らないが下院歳入委員会民主党議員が 2007 年 1 月 17 日付けでシュワブ米国通商代表に当てた書簡は議会と行政府が共通の目標として追求すべき通商合意の内容として次のような内容を挙げている。

(Ways and Means Democrats Letter to Schwab, January 17, 2007)

- ①通商協定は国際環境協定の遵守を義務付けるべき。
- ②上記の目的のために環境関連規定も他の自由貿易協定の条項と同様

の紛争処理手続きに従うべき。

- ③みだりに差別的でない環境・健康に関する保護は通商協定から除外すべき。
- ④外国投資家に対して自国企業以上の保護を与えないとの明確な規定にすべき。

こちらは環境関連規定の強化を前面に出したものとなっていて、労働関連はここでは言及されていない。しかも TPA の有効性そのものについても触れられていない。つまり、議員の方はフェアトレードを推進している団体ほどには通商協定等貿易拡大政策に反対する方向へ極端に走ってはいないのではないかとの印象を与える。こうした見方を裏付ける分析もある。

IM Destler は 2007 年 5 月に発表した論文の中で現在の下院歳入委員会メンバーとなっている議員の自由貿易協定等に対する過去の投票行動を基に自由貿易支持のレーティングを行っている。投票行動の分析対象となった法案は古くは NAFTA からウルグアイラウンド実施法等から最近のオマーン FTA 等、各国との FTA 法案等 15 の法案である。分析の結果

は以下の表のとおりであり、歳入委員会の新メンバーが意外にも通商拡大法案を支持する傾向があることが示されている。

民主党内部での分裂

民主党の「主流」となったニューデモクラットを代表する DLC の 2007 年 4 月 23 日付 Blueprint Magazine はブラウン上院議員らの立場について米国からの雇用の流出を声高に指弾する CNN のアンカー、ルー・ドップ氏と同じ「ネオ・ポピュリスト運動」だとバツサリ切っ

ている。「生産額、経済全体に占める製造業のシェア、世界全体の製造業生産額に対する米国のシェア、対外投資と対内投資、輸出、いずれの指標を見ても米国は空洞化していない」というのがその批判の根拠である。このことは民主党の内部でクリントン前大統領が推進した「第三の道」に賛同する貿易支持派・国際派の見解とブラウン上院議員に代表されるポピュリスト的な支持基盤を持つ議員とに分かれていることを示唆している。

Rangel	6	Becerra	8	Kind	8
Levin	7	Doggett	6	Pascrell	0
Stark	1	Pomeroy	7	Berkley	7
McDermott	7	Jones	2	Crowly	8
Lewis	3	Thompson	9	VanHollen	8
Neal	7	Larson	3	Meek	8
McNulty	3	Emanuel	7	Schwartz	8
Tanner	10	Blumenauer	8	Davis	8

10 は常に通商拡大法案支持、～8 は社会問題の取り組みがあれば通商拡大支持、5 は相半ば、0 は完全に反通商的、を表している。

(出所) IM. Destler, “American Trade Politics in 2007: Building Bipartisan Compromise”

「フェアトレード派」に対する広範な批判

民主党の中でフェアトレード派にせよ、「ネオ・ポピュリスト」派にせよ、先に見たように共通の問題意識がみられるが、これらフェアトレード派の考え方に対してその問題を指摘する意見、見解も当然ながら存在する。それは一言で言えば「その意図は理解できるものの、現実の政策に移された場合は保護主義への強力な傾斜をもたらす危険性がある」ということである。ウォールストリート・ジャーナル紙は以下のように危険性を指摘する。

「ペルーやパナマとの FTA 議会通過が危うくなっている。議会と行政府が通商政策で合意したにも関わらず、民主党はこれらの FTA について議会が承認する前に当該国の労働関係法を改正するよう求め、一段と要求水準を上げている」(注 15)。

また、自由貿易主義を理念として掲げるシンクタンクの Cato 研究所も次のように具体的な危険性を挙げている。

「FTA において労働、環境関連規定についても他の条項と同じ紛争処

理が適用されるということは FTA の相手国が基準に満たない場合、米国は関税率を上げることが出来るということを意味する。また、許容できる労働環境を政府調達の条件として付加することは保護主義的に運用できる可能性を示唆する」(注 16)

フェアトレード派が主張する労働基準遵守を通商協定に盛り込むべきだという考え方一つとっても、これに理解を示す意見や強硬に反対するものまで多くの見解が存在する。反対論の代表はジャグディッシュ・バグワティ教授で反対する理由として次のような根拠を示している。なおバグワティはこうした主張や論理を輸出保護主義（外国の輸出者の競争力を低下させる保護主義）と呼び、従来の輸入を制限する「輸入保護主義」と対比させている。

- 1) ヨルダン FTA のように FTA 本体に労働規定を含むことが先例となる場合、米国の FTA がそのような規定のない日本や EU の FTA に比べて不利になり、インドやブラジルは労働規定に反対を表明している。

2) WTO のアジェンダに労働を含める戦略についても途上国の労働者との競争によって貿易自由化が先進国の労働賃金を低下させるから通商協定は労働問題を必ず対象とすべきだという誤った論理に正当性を与えることに等しい。

3) 通商協定に基づく制裁は ILO が制裁という牙を持たないのに対して、社会目的を達成するのに有効だという主張も根拠がない。児童労働の問題の根底には貧困がある以上、解決の手段として通商手段は有効な手段ではない。バグワティはその根拠として次のような例証を挙げている。

①バングラデッシュでは米国議会の児童労働禁止法案 (Harkin Child Deterrence legislation) に基づく制裁の動きに対して問題となった児童は解雇され、ある者は売春に身を落とすことになったという Oxfam の報告がある。

②制裁によって児童労働を禁止したとしても輸出産業から他の産業に移る効果しか持たない。

4) また、こうした条項が WTO に

持ち込まれた場合に南北間に亀裂を生み、多国間交渉が大きな困難に直面するであろうことは言うまでもない。(注 17)

これに対して一般特惠関税制度 (GSP)、カリブ海経済復興法 (CBERA)、アンデス通商特惠法 (ATPA)、等労働条項を持つ通商法の前例があることや実際に効果を上げていることを指摘する論説もある。

(GSP 制度に基づいて、1984 年以来労働者権利違反で 15 カ国が制裁を受け、7 カ国が受益適格性を失っている。これまで GSP の恩恵を失いたくないため多くの国が労働問題の改善を行ったという実績がある。また FTA でもモロッコやコスタリカ等では労働環境の改善のために大規模な法改正が行われている。等) (注 18)

国内政治問題にリンクしている通商協定の労働条項

ブッシュ政権と民主党との通商合意が難航し、最大の焦点となったのが通商協定における労働規定である。労働組合および民主党は労働権保護を通商協定を通じて外国に遵守させる規定の強化を求めているが、なぜ

この規定にこだわるのか。その理由は米国内の労働権を巡る政治状況に密接に関連しているからである。この点が逆に政府、共和党としても問題となるからこそ争点となっているのである。

つまり「これまで共和党政権がILO中核労働基準の遵守を法的拘束力のある形でFTAに規定することに反対してきた理由は、米国労働法の修正につながる動きとなることを回避するためと指摘されている」「FTA相手国から米国労働法の不備を指摘されれば、最終的に国内の労働組合などからの労働法改正要求の動きを強めることにつながるためである」(注20)

米国では州ごとに労働者を採用するにあたり労働組合への加入が条件となる州とそうでない州がある。労働組合加入を条件としない州は労働権法(Right to Work)州と呼ばれるが、現在アラバマ、アリゾナ、アーカンソー、フロリダ、ジョージア、グアム、アイダホ、アイオワ、カンザス、ルイジアナ、ミシシッピ、ネブラスカ、ネバダ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オクラホマ、サ

ウスカロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、バージニア、ワイオミングの22州、1属領を数える。この労働権法は組織率の恒常的低下に悩んできた労働組合にとっては組織率をこれ以上低下させない上で大きな障害である。この労働権法を採用する州が存在することが米国がILOを全ては批准していない理由の一つと考えられる。仮にFTA相手国がFTAの労働条項と米国における労働権法の存在を根拠に米国を訴えることになればこの労働権法をどうするかという極論すれば米国を二分する大きな国内問題になりかねない。

だからこそ、労働組合はこの通商協定の労働条項を突破口にして米国労働法を改正しようとする理由があると言える。AFL-CIOのスウィーニー委員長が5月の行政府・民主党合意に対して「(合意内容には)米国の違法性を主張するだけの力が不足している」(注21)と述べた背景がこれから頷ける。

また、海外で工場を持つ米国企業にとっては通商協定の労働条項を根拠に提訴されることはビジネス上の大きなリスクとなりかねない。この

ため行政府は州の労働権法および労働条項の提訴対象は政府に限ることを明確にし、政府側のファクトシートに説明しているのである。(注 22) このことは労働組合からすれば逆に合意内容について不満が残る原因でもある。

実際の議会での通商法案の審議にあたって、先に述べた市民団体や労組から成るフェアトレード推進団体が強力に圧力を掛けてくることが予想されるが、その場合にポピュリスト的支持基盤を持つ議員が保護主義に傾きやすいのは過去のゲッパート議員や 1990 年大統領選挙におけるロス・ペローのキャンペーンからも容易に予想できる。しかし同時に IM Destler の分析にみるような現実が存在するのも確かで、長期的にはより安定的な国内的合意あるいは妥協に向けた動きが出てくる可能性はあると考えられる。

注 1 NAFTA 第 11 章規定がその代表例でその事例および問題点については拙論「季刊国際貿易と投資」No. 53、「北米経済統合への新たな課題」参照)

注 2 これは海外アウトソーシングに対す

る労働組合の反対運動に関連している問題である。連邦や各州では政府の業務の一部を海外にアウトソーシングする契約企業に対して、米国民の税金を使う業務が海外で行われることによって米国内の雇用増加につながらないのなら、こうしたアウトソーシングを規制すべきだという考えである。この問題に関する米国内の状況については拙論「季刊国際貿易と投資」No. 56, 「海外アウトソーシングは新たな『空洞化』を引き起こしているのか」参照)

注 3 Thea Mei Lee, Policy Director, American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations, before the U.S. House of Representatives, Committee on Foreign Affairs, Subcommittee on Terrorism, Nonproliferation and Trade on “Trade, Foreign Policy and the American Workers”, March 28, 2007)

注 4 ジェトロ「民主党下院が新通商政策を提案」通商弘報、2007年4月2日)

注 5 “Now Pelosi must sell her own party on new trade policy: She faces growing intra-party forces that believe free trade cost U.S. jobs” Los Angeles Times, May

- 13, 2007
- 注 6 現在のブッシュ政権の通商協定に対する政策を規定しているのが 2002 年通商法 (Trade Act of 2002) であるが、同法に述べられている交渉目的のうち焦点となっている労働関連規定と 5 月合意の内容を比較すると、義務化の要求等において労働組合の主張にかなり近くなっていると思われる。
- 注 7 Statement by AFL-CIO President John Sweeney on U.S. Trade Policy Development, May 11, 2007
- 注 8 Press Releases of Speaker Nancy Pelosi, “Pelosi, Hoyer, Rangel, and Levin Statement on Trade” June 29, 2007
- 注 9 AFL-CIO, Statement by AFL-CIO President John Sweeney on House Leadership Statement on Trade Policy, June 29, 2007
- 注 10 The Democratic Strategist: “The Fair Trade Sweep” Chris Slevin and Todd Tucker
- 注 11 フェアトレード推進派によれば FTA 等貿易拡大政策を支持する議員は反フェアトレード派と呼ばれるので、フェアトレード派とは逆に様々な理由から従来の貿易拡大政策に反対する議員と言えよう
- 注 12 Washington Post: “How Free Trade Hurts” December 26, 2006 ノースダコタ州 Byron Dorgan 上院議員、オハイオ州 Sherrod Brown 上院議員の寄稿文より
- 注 13 2007 年 8 月 3 日 NPR ブラウン上院議員とのインタビュー記事より
- 注 14 “What is Citizen Trade Campaign”, CTC サイトより
- 注 15 “U.S. Political tensions endanger free-trade deals”, Asian Wall Street Journal, July 24, 2007
- 注 16 Cato’s Center for Trade Policy Studies, Daniel Ikensen and Sallie James, “Bush’s new trade provisions worrying”, May 11, 2007)
- 注 17 Testimony by Jagdish Bhagwati, “The Jordan Free Trade Agreement: The Wrong Template”, before Senate Finance Committee, March 20, 2001
- 注 18 Robert Rogowsky and Eric Chyn, “In Global Trade, Labor Standards Have a Long History”, The American, July 18, 2007
- 注 19 労働基準や環境規定を通商協定に盛り込むことは通商協定における社会条項 (social clauses) と呼ばれる。この

社会条項の推進派と反対派双方の主張を分析したものには Kimberly Ann Elliott and Richard B. Freeman, “Can Labor Standards Improve Under Globalization?”, Institute for International Economics, June 2003 等がある。また、米外交評議会は 2006 年の米大統領選挙に先立つ同年 6 月に U.S. Trade Strategy: Free Versus Fair と題する報告書を発表した。同評議会のような超党派のシンクタンクが米国の通商政策の基本的アプローチとして、①自由貿易主義と②公正貿易主義の異なるアプローチがあること、これらを注意深く吟味した上で、政策を考えていく必要があるという主張をおこなっていることは、通商政策について公正貿易主義的な主張や見解が

米国内で拡大していることが背景となっていると考えられる。10 万ドル以上の所得層における貿易拡大の支持率が 1999 年の 57%から 2004 年の 28%に低下しているとの世論調査結果もそうした変化を示唆するものと思われる。

注 20 ジェトロ American New Policy No.5031「新通商政策に基本合意（その 2）～労働・環境規定の適用は連邦法だけにとどめる」2007 年 5 月 16 日

注 21 Asian Wall Street Journal, “U.S. Trade Deal Draws Fire”, May 14, 2007

注 22 Office of United States Trade Representative, “Bipartisan Agreement on Trade Policy”, May 2007

参考文献

Mary Jane Bolle, ”Trade Promotion Authority (TPA) Renewal : Core Labor Standards Issues”, Congressional Research Service, June 13, 2007

I.M. Destler and Peter J. Balint, “The New Politics of American Trade : Trade, Labor, and The Environment”, Institute for International Economics, 1999

参考

米国通商法における貿易と労働問題のリンケージ

1. 米国の自由貿易協定 (FTA) に労働・環境規定を含めることは NAFTA (補完協定) に遡る。同規定が導入された当時の背景には、NAFTA の議会承認に際して労働組合や環境団体の支持を得る狙いがあった。

2. 労働条項に関する現ブッシュ政権下の立場：

ブッシュ政権下で締結されたチリ FTA 以下シンガポール、オーストラリア、モロッコ、バーレーン、オマーン、ドミニカ共和国・中米、ペルー、コロンビアとの9つの FTA は 2002 年通商法の貿易促進権限 (Title XXI of the Trade Act of 2002, P.L. 107-210) に定められた原則に基づいて交渉されている。その原則とは、①FTA 締結国は自国の労働法を遵守することを義務付ける、②米国の主要交渉目標を平等に扱う紛争処理手続きを迫及すること、の2点である。

3. 民主党の立場

ブッシュ政権下で締結された FTA の労働条項は後述のヨルダン FTA の原則から逸脱ないし後退したものであり、認められない。従って FTA では実行可能な「中核的労働基準」(enforceable core labor standards) を導入することを求めている…この場合締結国は「中核的労働基準」の実行を義務化すると同時に違反の場合は統一的な FTA 紛争処理規定に従う (つまり制裁も可能となる)。

「中核的労働基準」とは ILO の用語であり、米国法 (1974 年通商法) では「国際的に認知された労働者の権利」という用語が用いられるが、内容は基本的に同一である。いずれの定義においても①団結権、②団体交渉権、③強制労働の禁止、④児童労働の保護 (最悪の形の児童労働を対象として含む) の4基準を含む。

米国法は5つ目の基準として「最低賃金、最長労働時間、職業安全健康基準に関する労働基準」がある。これに対し ILO では「雇用における差別の排除」が5つ目の基準である

4. 過去の通商法での取り扱い

<米ヨルダン FTA>

上記の ILO による「中核的労働基準」の遵守および米国 1974 年通商法で定義する「国際的に認知された労働者の権利」の遵守の両方を義務付けている。さらに労働条項違反の場合も他の条項と同じ紛争処理規定に従う。

<一般特恵関税 (GSP) 制度における労働基準の扱い>

GSP の受益国は「国際的に認知された労働者の権利」を確保するよう義務付けている。